

(仮称) 福山市立あけぼのこども園新築工事設計委託に関するプロポーザル募集要項

1 業務の目的

福山市立あけぼの幼稚園は1973年(昭和48年)から1974年(昭和49年)までの期間に建設された鉄骨造の平家建ての建物で、老朽化が進んでいます。また、少子化に伴い、入園(所)数が今後減少することが見込まれる中であっても、多様な地域子ども・子育て支援事業サービスの充実を図る必要があることから、福山市公立就学前教育・保育施設の再整備計画に基づき、近隣の福山市立あけぼの保育所及び福山市立手城幼稚園を統合し、福山市立あけぼの幼稚園の位置に幼保連携型認定こども園を再整備するものです。

3つの園・所を統合することで既存施設より収容人数が増加しますが、限られた敷地面積の中であっても、子どもが安心、安全で健やかに成長できる環境を整備する必要があります。また、住宅街に立地することから、園児送迎時の周辺交通環境への配慮も必要です。

このような課題の解決が必要な「(仮称) 福山市立あけぼのこども園新築工事」の基本設計及び実施設計にあたり、高度な発想力・設計力、豊富な経験等を有する最適な設計者を選定するため、公募によるプロポーザルを実施します。

2 業務の概要

(1) 業務名 (仮称) 福山市立あけぼのこども園新築工事設計委託

(2) 業務内容等

ア 業務内容 幼保連携型認定こども園の基本設計及び実施設計

イ 業務場所 福山市曙町五丁目16番2号

ウ 履行期間 契約締結の日から2026年(令和8年)2月27日(金)まで

※基本設計を2025年(令和7年)5月30日(金)までに完了すること。

(3) 参考業務規模

本業務の参考業務規模は、6,300万円(税込み)を上限としています。

(4) 設計方針等

ア 特記仕様

別紙5-1「設計業務委託特記仕様書(案)」のとおりです。

イ 建設工事費

建設工事費は、次の区分のとおり想定しており、設計金額をこの工事費内に納めてください。

区分	費用(税込み)
建築主体工事(杭工事、付属施設、カーテン、外構等含む)	¥922,700,000-円
設備工事(太陽光発電設備含む)	¥355,100,000-円

※上記金額に解体工事費(西面正門、南面通用門共)は含んでいません。

ウ 評価テーマ

テーマ1「狭小な敷地に対して充実した保育環境を確保するための工夫」について

想定される建築物の規模に対し、新築予定地が本市の他施設に比べ狭小であることから、つぎの課題解決について提案を求めます。

- ① 予定地が狭い中であっても、できるだけ広い園庭を確保し、子どもが安心、安全で過ごすことができ、「体験」「あそび」「教育」を通じ、心身ともに健やかに成長できる施設。
- ② 園児の大半が車での送迎です。当該施設は住宅街に立地し、送迎時における周辺交通環境への配慮が必要であることから、安全で円滑な送迎を可能とする建物、駐車場の配置等。(ソフト面での対応は除きます)

テーマ2「地域の子育て家庭に開かれた相談・支援の場としての施設」について

従来の教育・保育機能の空間確保だけでなく、園舎内の配置や雰囲気・安全性・プライバシーの確保も求められます。

次の関係諸室については、利用保護者が気軽に利用しやすい配置や仕様であることに加え、初めて園を訪ねてこられる方には、ハードルの低さが大切であり、又最初の印象が後々の利用への安心感につながります。

この度、様々な保育サービスを実施するにあたり、通常の保育室と未就学児、保護者の交流や相談室が、通常保育の妨げにならないよう、工夫された空間づくり(スペースの確保)を求めます。

- ① 妊娠・出産・子育て全般に関する相談を行う「ネウボラ相談室(あのね)」については、周囲を気にすることなく、気軽に相談ができる空間が必要です。
- ② ことばやコミュニケーションが気になる児童の相談を行う「ことばの相談室」は予約制です。この部屋はプライバシーを確保しつつ、児童ならびに保護者の緊張感が解かれ、ことばを丁寧に聴きとれる静かで落ち着いた空間が必要です。
- ③ 通所していない児童と保護者の交流や相談する「子育て支援室」は、子どもが賑やかに遠慮なく遊べる空間で、ことばの教室に近いレイアウトが望ましいです。
- ④ 「病後児室」については療養後の児童が落ち着いて過ごせる空間であると同時に職員との連携がスムーズに行える事を前提にする中でも、衛生・安全性を確保し、専用の出入り口を設けるなど、動線の工夫が必要です。

テーマ3「子どもが通いたい、保護者が通わせたいと願う外観デザイン、意匠性と実用性が整理された施設」について

福山のこころ ローズマインド「思いやり・優しさ・助け合いの心」を表現することによって、利用者や地域に親しまれるデザインの提案を求めます。

今後、長期間使用する施設であることから、部所や設備によっては数回の入れ替えや大規模なメンテナンスを要すると考えられるため、イニシャル・ランニングコストも考慮した提案を求めます。

エ その他留意事項

実施に際しては、次の内容を十分に配慮すること。

- (ア) 日照、採光、通風等による良好な環境条件を確保するとともに、省資源・省エネルギーに配慮し、十分な防災性、防犯性を備えた健康的で安心・安全で潤いのある施設環境を形成してください。
- (イ) ユニバーサルデザインに配慮し、利用者が快適で安全に使用できる施設として可能な限りバリアフリー化を図ってください。
- (ウ) 工事工法、材料等仕様の選定やデザインを多角的に検討し、トータルコストの縮減に努めてください。
- (エ) 「福山市ネウボラ事業計画（2020年度～2024年度）第4章 第3節 教育・保育施設の環境整備」の内容を実現する場として相応しい施設としてください。
- (オ) 「福山市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に準じた設計としてください。

3 審査方法

審査は2段階選抜方式とします。

審査	審査の方法	選定
1次審査	参加意向申出書により審査を行います。	5者程度を選定
2次審査	技術提案書のプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行います。	特定者及び次点者、各1者を特定

各審査の詳細は、1次審査は「別紙1（技術提案書の提出者を選定するための基準）」
2次審査は「別紙2（技術提案書を特定するための基準）」評価要領については「別紙9」をご覧ください。

4 日程

項目	日程
公募型建築プロポーザル 公示	2024年10月1日（火）
質問書提出期限	2024年10月18日（金）
参加意向申出書等の提出期限	2024年10月31日（木）
1次審査の結果発表	2024年11月18日（月）
技術提案書の提出期限	2024年12月13日（金）
2次審査（ヒアリング）	2024年12月25日（水）
2次審査の結果発表	2025年1月8日（水）

5 建築設計者選定委員

技術提案書の提出者の選定（1次審査）及び技術提案書の特定に係る審査（2次審査）は、（仮称）福山市立あけぼのこども園新築工事に係る設計者選定委員（別紙3）が行います。

6 担当課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

電話：084-928-1145 ファクシミリ：084-922-0012

電子メール：hoiku-shisetsu@city.fukuyama.hiroshima.jp

7 参加意向申出書の提出者の資格要件

(1) 参加に対する制限

ア 本プロポーザルには、単体事務所又は設計共同体が参加できるものとします。

なお、参加意向申出書等の提出は、1単体事務所につき1申請（設計共同企業体の場合は1設計共同企業体について1申請）とします。

イ 単体事務所又は設計共同体は、業務の一部を協力事務所に再委託することができます。ただし、総合の分担業務分野は再委託できません。

ウ 単体事務所又は設計共同体の構成員は、他の設計共同体の構成員、又は、他の単体事務所若しくは他の設計共同体の協力事務所として本プロポーザルに参加することはできません。

エ 本建築設計者選定委員会の委員又は委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加することはできません。

(2) 参加意向申出書等の提出者に要求される資格

ア 単体事務所の場合

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合、裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。

(ウ) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(エ) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(オ) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(カ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所登録を受けた者であること。

(キ) 設計共同体の構成員として又は他の単体企業若しくは設計共同体の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

(ク) 広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有している者。

(ケ) 次のa～cに掲げる届出の義務を履行している者であること。

a 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

b 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

c 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

イ 設計共同体の場合

- (ア) 設計共同体で今回のプロポーザルに参加しようとする場合の構成員の数は2者であること。
- (イ) 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。
- (ウ) 代表構成員及び構成員は、ア（ア）から（ケ）に掲げる条件を全て満たす者であること。

(3) 配置する技術者に要求される資格

- ア 「福山市建築設計業務委託契約約款（案）」第13条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。
- イ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。
なお、管理技術者と総合分野を除く各主任担当技術者は、兼務していないこと。
また、主任担当技術者は、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計

注) 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

- ウ 管理技術者は、提出者の組織（設計共同体の場合は代表構成員に限る。）に所属していること。総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、提出者の組織（設計共同体の構成員を含む。）に所属していること。
- エ 総合以外の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、協力事務所に所属する者としても差し支えない。

(4) 協力事務所に要求される資格等

この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

8 参加意向申出書の作成等

(1) 参加意向申出書の提出

ア 受付期間

2024年（令和6年）10月1日（火）から同年10月31日（木）まで

イ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）してください。提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は、受付期間（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付けます。（郵送の場合には10月31日（木）必着とします。）

ウ 提出書類

様式1から様式8までを作成するとともに次に掲げる書類を添付して、担当課へ1部提出してください。

また、設計共同体の場合には、様式9から様式11までを併せて担当課へ1部提出してください。

添付書類

(ア) 商業登記簿謄本（写しでも可）

(イ) 市税の完納証明書（原本。福山市に納付すべき市税の完納を証明したもの。福山市に納税義務のない者を除く。）

(ウ) 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））

(エ) 印鑑証明書（原本）

(オ) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し。（社会保険等に加入義務のない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く。該当者は、別途申出書（様式17）を提出。）

(カ) 財務諸表（・法人 直前1年の事業年度についての、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株式資本等変動計算書」及び「注記表」 ・個人 直前1年の事業年度についての、「貸借対照表」、「損益計算書」 直前1年の事業年度の調製が完了しない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。）

※添付書類（オ）及び（カ）については、福山市2023年度（令和5年度）・2024年度（令和6年度）測量・建設コンサルタント業務の「建築一般」又は「意匠」の入札参加資格の認定を受けている者は提出不要です。

(2) 提出書類の作成方法等

ア 様式1（参加意向申出書）

提出者及び作成者を記載してください。

また、提出者としての資格要件を満たしている場合は、□にチェックを記載してください。

イ 様式2（提出者の経歴等）

提出者（設計共同体の場合は構成員ごと）について、次のとおり記載してください。

(ア) 名称

提出者（設計共同体の場合は、設計共同体）の名称を記載してください。

(イ) 提出者の設計業務の実績（業務実施上の条件）

提出者は、2014年（平成26年）10月以降に完了した設計業務の内、次のいずれかの設計業務を行った実績を1件記載してください。

- a 児童福祉法第39条の2の規定による幼保連携型認定こども園
- b 児童福祉法第39条の規定による保育所
- c 学校教育法第22条の規定による幼稚園

(ウ) 提出者の設計業務の実績（提出者の技術力評価）

提出者の2014年（平成26年）10月以降に完了した設計業務で公告日までに業務完了しているものの実績を1件記載してください。記載内容を別紙1の「技術提案書の提出者を選定するための基準」に則って評価対象とします。

設計共同体の場合は、構成員の評価点のうち高いほうの得点を、設計共同体の評価点とします。

ウ 様式3（管理技術者の経歴等）

管理技術者について、次のとおり記載してください。

(ア) 名前

技術者の名前を記載してください。

(イ) 所属・役職

技術者の所属する組織及び役職を記載してください。

(ウ) 保有資格

技術者の保有する一級建築士の登録番号を記入するとともに、資格を証明する書類（免許証の写し等）を提出してください。

(エ) 業務の実績

管理技術者が担当した2014年（平成26年）10月以降に完了した設計業務で公告日までに業務完了しているものの実績を1件記載するとともに、業務実績がわかるもの（契約書のコピー等）を添付してください。記載内容を別紙1の「技術提案書の提出者を選定するための基準」に則って評価対象とします。ただし、増築工事の場合は、増築部分を対象として記載してください。

(オ) 受賞歴

建築関係建設コンサルタント業務のうち、別紙7のとおり、国、地方公共団体、一般社団法人日本建築学会、社団法人日本建設業連合会（旧社団法人建築業協会）又は一般社団法人公共建築協会等の公的又は公益的機関による建築作品（建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としません。）としての受賞歴（以下「受賞歴」という。）があるものについて、賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造並びに従事した立場を記載するとともに、受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付してください。

なお、受賞歴は3件まで記載してください。ただし、同一物件において複数の機関から受賞していたとしても、1件と評価します。

(カ) 継続教育（CPD）

継続教育（CPD）に係る時間を取得している場合は、前年度（4月1日～翌年3月31日）における認定時間を記載し、「建築CPD運営会議」が証明する写しを添付してください。

エ 様式4（主任担当技術者の経歴等）

主任担当技術者別に、様式3と同様に記載してください。

ただし、「（ウ）保有資格」については、技術者の保有する資格のうち、次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記載するとともに、当該資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付してください。

分担業務分野	評価する技術者資格（評価順）
総合	一級建築士
	二級建築士
構造	構造設計一級建築士
	一級建築士
	二級建築士
電気	設備設計一級建築士
	建築設備士、技術士、一級建築士
	一級電気工事施工管理技士
	二級電気工事施工管理技士
機械	設備設計一級建築士
	建築設備士、技術士、一級建築士
	一級管工事施工管理技士
	二級管工事施工管理技士

オ 様式5（協力事務所の名称等）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入してください。（主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入してください。）

カ 様式6（使用印鑑届）

代表者印と異なる印鑑を見積り及び契約時等に使用する場合に提出してください。様式7を提出する場合は不要です。

キ 様式7（委任状）

契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出してください。

ク 様式8（誓約書）

ケ 様式9（設計共同体結成届）

設計共同体でプロポーザルに参加する場合（以下「設計共同体の場合」という。）に作成してください。

コ 様式10（設計共同体協定書）

設計共同体の場合には協定を締結することとし、協定書の写しを提出してください。

サ 様式 11（設計共同体の取組体制）

設計共同体の場合、構成員の担当する業務内容を明確に記述してください。

（3）募集要項に関する質問の受付及び回答

質問は、次の手続きにより行うことができます。

ア 質問の方法

質問書（様式 16）を電子メールで担当課へ提出してください。

なお、メール送信の際は、件名に「（仮称）福山市立あけぼのこども園新築工事設計委託プロポーザル募集要項に関する質問」と記した上で送信してください。

イ 質問書受付期間

2024 年（令和 6 年）10 月 1 日（火）から同年 10 月 18 日（金）午後 5 時まで

ウ 質問の回答

2024 年（令和 6 年）10 月 25 日（金）までに福山市ホームページに掲載します。

9 1 次審査（技術提案書の提出を求める者の選定）

（1）評価基準等

ア 1 次審査の評価基準等

別紙 1「技術提案書の提出者を選定するための基準」及び、別紙 9「提案者選定及び技術提案書特定評価要領」のとおりです。

イ 1 次審査通過者の選定者数

5 者程度を選定します。

（2）選定結果の通知

2024 年（令和 6 年）11 月 18 日（月）

選定の結果は、提出者全員に通知します。

なお、選定結果（選定された提出者名、全ての提出者の評価基準毎の点数等）は、福山市ホームページに掲載し、公表（別紙 6－1）することとしています。

（3）非選定理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、福山市長に対して非選定理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行います。

エ 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。

- (ア) 受付場所 6の担当課に同じ
- (イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで(休日を除く)

10 技術提案書の作成等

(1) 技術提案書の提出

1次審査通過者で、技術提案書の提出を希望する者は、技術提案書を担当課に提出してください。

ア 受付期間

2024年(令和6年)11月18日(月)から同年12月13日(金)まで

イ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送してください。ただし、提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は、上記期間の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで。(郵送の場合には12月13日(金)17時必着とします。)

ウ 提出書類

様式12は1部、様式13～様式15は10部(左綴じ、カラー使用可)を担当課へ提出してください。

様式13、様式14の作成に当たっては、基本的考え方を文章で簡潔に記載することを原則としますが、文章を補完するための最小限のイメージ図、模式図、概念図や、既存建築物の写真等の使用は認めます。(引用した既存建築物の名称は具体的に記入してください。)

なお、様式14の作成に当たっては、提案内容を具体的に表現するためのスケッチ等を規定する範囲(各テーマ、合計300平方センチメートル以内の大きさで位置は任意)で記載することを認めます。(別紙8を参照してください。)

また、様式13、様式14及び様式15には、各1部の裏面に提出者名を記載することとし、残りの9部及び全ての表面には提出者(協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)はしないでください。

(2) 提出書類の作成方法等

各様式とも1枚ずつ作成することとし、文章の文字サイズは8.0ポイント以上、イメージ図等の注釈は6.0ポイント以上程度とし、判読できるものとしてください。提出書類について、この募集要項及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は減点又は無効とすることがあります。(別紙8を参照してください。)

また、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によってください。

ア 様式12(技術提案書)

イ 様式13(業務実施方針及び手法)

業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴及び特に重視する設計上の配慮事項(様式14に記載する内容を除く。)を簡潔に記述してください。

なお、技術提案書の提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記して

ください。

ウ 様式 14（評価テーマに対する提案）

カラー使用可とし、評価テーマについて A 3 用紙 1 枚片面（横使い）にまとめてください。

「2（4）ウ 評価テーマ」の 3 つのテーマに対する技術提案を記述してください。

エ 様式 15（過去の作品）

管理技術者が携わった設計業務のうち、2014 年（平成 26 年）10 月以降で公告日までに竣工している建築物を 1 件まで選び記載してください。（技術提案書を審査する際の参考とします。）

建物概要（配置図、平面図、立面図、透視図、写真、設計意図等で説明にあたって必要と考えるもの）を本様式 1 枚にまとめて添付してください。

1 1 2 次審査

（仮称）福山市立あけぼのこども園新築工事に係る設計者選定審査委員（以下「審査委員」という。）（別紙 3 を参照）において、1 次審査通過者から提出された技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、それに基づいて、市長が技術提案書を特定し、設計者の候補者（以下「候補者」という。）として、特定者 1 名、次点者 1 名を特定します。

（1）ヒアリングの実施

2024 年（令和 6 年）12 月 25 日（水）

提出された技術提案書をもとにヒアリングを行います。なお、ヒアリングは公開で行います。また、ヒアリングの日時、場所等は、1 次審査通過者に別途連絡します。

（2）2 次審査の評価基準

別紙 2 「技術提案書を特定するための基準」及び、別紙 9 「提案者選定及び技術提案書特定評価要領」のとおりです。

（3）特定結果の通知

2025 年（令和 7 年）1 月 8 日（水）

特定結果は、提出者全員に通知します。

なお、特定結果（特定された提出者名、全ての提出者の評価基準毎の点数等）及び特定された技術提案書の一部（様式 14）は、福山市ホームページに掲載し公表（別紙 6-2）することとしています。

また、候補者に対する通知は、単に事実上の行為であり、設計者として決定したものではありません。

（4）非選定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知します。

なお、特定結果（特定された提出者名、全ての提出者の評価基準毎の点数等）及び非特定された技術提案書の一部（様式 14）は、福山市ホームページに掲載し公表

(別紙6-2) することとしています。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、福山市長に対して非選定理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行います。

エ 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。

(ア) 受付場所 6の担当課に同じ

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで(休日を除く)

1.2 現地調査

敷地内を見学するための現地調査日は設けません。敷地外から現地を見学することは常時可能ですが、周辺住民の皆様等への配慮をお願いします。

なお、施設管理者へ直接問い合わせすることは厳に禁止します。

1.3 契約書作成の要否等

本業務の契約は、福山市と設計者の2者契約とし、特定者とは見積もり合わせのうえ、契約書を作成するものとします。契約書(案)及び特記仕様書(案)は別紙4及び別紙5のとおりです。

1.4 その他の留意事項

- (1) 本業務によって設計される(仮称)福山市立あけぼのこども園新築工事については、福山市が直接工事監理をする予定としています。
- (2) 予定工事費には、植栽、外構及びカーテン・ブラインド費を含み、既存園舎解体は含みません。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 業務の実績及び過去の受賞歴については、日本国内の業務の実績及び受賞歴をもって判断するものとします。
- (5) 提出期限までに参加意向申出書を提出しない者は、技術提案書を提出できないものとします。
- (6) 提出された参加意向申出書、技術提案書は返却しません。
- (7) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (8) 提出された参加意向申出書は、参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しません。
なお、技術提案書の特定に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (9) 提出された技術提案書の一部(様式14)は、技術提案書の特定後、特定及び次点に限らず、すべて福山市ホームページ等に掲載することとしています。
特定(次点も含む。)されなかった技術提案書の福山市ホームページ等への掲載を、承諾しない場合には、その旨を技術提案書(様式14)に明記してください。
- (10) 参加意向申出書及び技術提案書の提出は、1参加企業につき1申請(設計共同体の

- 場合は1設計共同体について1申請)とします。
- (11) 提出期限以降における参加意向申出書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めません。
- また、参加意向申出書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければなりません。
- (12) 参加意向申出書及び技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加意向申出書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがあります。
- (13) 本業務を受注した建設コンサルタント等(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。)が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできません。
- (14) 審査委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加できないこととします。
- (15) 提出者(提出を予定している者を含む。)又はその関係者は、技術提案書の特定に関して、審査委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (16) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとします。
- (17) 参加意向申出書及び技術提案書の作成、提出等、プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とします。
- (18) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続性が困難となった場合には、市は契約の解除ができるものとします。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。
- (19) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合があります。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとします。
- (20) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。